附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の更生保護事業法施行規則（以下「新規則」という。）様式第九号は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する会計年度に係る事業成績書について適用し、施行日前に終了する会計年度に係る事業成績書については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の更生保護事業法施行規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5　この省令の施行日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日の前日までの間においては、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

6　刑法等一部改正法の施行の日から当分の間、新規則様式第二十号、第二十一号及び第二十二号中「拘禁刑に」とあるのは、「拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑に」と、「拘禁刑が」とあるのは、「拘禁刑又は旧刑法第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑が」とする。

○厚生労働省令第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～一の二十九　（略）	一～一の二十九　（略）
（削る）	一の三十　Ｎ－エチル－Ｎ－メチルカルバミン酸三－［（一Ｓ）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル（別名リバスチグミン）及びその製剤。ただし、一枚中Ｎ－エチル－Ｎ－メチルカルバミン酸三－［（一Ｓ）－一－（ジメチルアミノ）エチル］フエニルエステル一八㎎以下を含有する貼付剤を除く。
一の三十～一の三十五　（略）	一の三十一～一の三十六　（略）
二～四の二　（略）	二～四の二　（略）
（削る）	四の三　七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－ｂ］ピリダジン－六－イル）－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－四－オン（別名リスジプラム）及びその製剤。ただし、一瓶（二ｇ）中七－（四・七－ジアザスピロ［二・五］オクタン－七－イル）－二－（二・八－ジメチルイミダゾ［一・二－ｂ］ピリダジン－六－イル）－四Ｈ－ピリド［一・二－ａ］ピリミジン－四－オン六〇㎎以下を含有するドライシロップ剤を除く。